

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2023年3月24日】

金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2022」を更新

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html>

金融庁は、2023年3月24日、「記述情報の開示の好事例集 2022」¹について、「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「役員の報酬等」及び「株式の保有状況」に関する好事例を追加し、公表しました。

【2023年3月24日】

経済産業省、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂

<http://mm.shojihomu.co.jp/c/bTfzaaly1Qa1o1aw>

経済産業省は、2023年3月24日、サイバーセキュリティ経営ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)を改訂しました²。
主な改訂のポイントは以下のとおりです。

- 経営者が認識すべき原則について、取引関係にとどまらず、国内外のサプライチェーンでつながる関係者へのセキュリティ対策への目配りの重要性、社外のみならず社内関係者とも積極的にコミュニケーションをとることの必要性等を追記
- サイバーセキュリティリスクに効果的に対応する仕組みについて、サイバーセキュリティリスクの識別やリスクの変化に対応した見直し及びクラウド等最新技術を使用する際の留意点などを追記
- インシデントにより業務停止等に至った場合に関して、復旧プロセスと整合性のとれた復旧計画・体制の整備やサプライチェーンも含めた実践的な演習の実施等を追記
- サプライチェーンリスクへの対応に関して役割・責任の明確化、対策導入支援などサプライチェーン全体での方策の実行性を高めることを追記
- 被害の報告・公表への備えをすることやステークホルダーへの情報開示を追記

¹ 2023年1月31日に公表された、「記述情報の開示の好事例集 2022」の内容については、[本ニューズレター2023年3月6日号](#) (「金融庁、『記述情報の開示の好事例集 2022』を公表」)をご覧ください。

² 2017年に行われた本ガイドラインの改訂については、[本ニューズレター2017年11月号](#)(「経産省、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを改訂」)をご参照ください。

【2023年3月31日】

公取委、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」及び意見募集の結果を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html

公正取引委員会は、2023年3月31日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、意見募集の結果とともに公表しました。本ガイドラインの概要については、[本ニューズレター2023年1月31日号](#)をご参照ください。

公取委は、意見募集で寄せられたコメントに対する考え方として、例えば、以下のような回答を行っています。

- グリーン社会の実現に向けた取組について、独占禁止法の適用除外規定を新設するという考え方については、「①仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること、②グリーンを取組を装ったカルテル、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること、③適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があること」から、適当でない。

【2023年4月4日】

経産省、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>


経済産業省は、2023年4月4日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。2022年9月に公表された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」³においては、企業に対して、人権方針の策定や人権デュー・デリジェンス(人権 DD)の実施を求めているところ、本資料では、人権方針に記載することが考えられる項目の例や、人権 DD のうち、人権侵害リスクの特定・評価の各ステップで実施することが考えられる内容が紹介されています。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³ 本ガイドラインの内容は、[本ニューズレター2022年8月31日号](#)(「経産省、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(案)』を公表」)をご覧ください。また、本ガイドライン成案の公表については、[本ニューズレター2022年9月30日号](#)(「経済産業省、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を公表」)をご覧ください。